

# 2

## 『自動車NOx・PM法』の一部を改正する法律の概要

局地汚染対策及び流入車対策を内容とする自動車NOx・PM法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号）が平成20年1月1日に施行されます。

### 1

#### 局地汚染対策

##### (1) 重点対策地区の指定

- 都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、当該地区の実情に応じた局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を、重点対策地区として対策地域内に指定。

##### (2) 重点対策計画の策定

- 都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

##### (3) 特定建物の新設に関する措置

- 重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、当該重点対策地区に関して策定された重点対策計画を踏まえ、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。

### 2

#### 流入車対策

##### (1) 指定地区・周辺地域の指定

- 環境大臣は、重点対策地区のうち流入車対策を推進することが必要な地区を指定地区として指定。
- 環境大臣及び事業所管大臣は、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車指定地区内に相当程度流入している地域を周辺地域として指定。

##### (2) 周辺地域内自動車に関する措置

###### ① 周辺地域内事業者による計画作成等

- 周辺地域内に使用の本拠の位置を有する自動車（以下「周辺地域内自動車」という。）を使用する一定の事業者（以下「周辺地域内事業者」という。）は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制措置の実施に関する計画を作成・提出し、定期の報告を実施。

###### ② 事業者の努力義務

- 周辺地域内自動車を対策地域内において運行する事業者及びこのような事業者に輸送を行わせる事業者は、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に努力。

### 流入車対策の概要

